

くりはま花の国官民連携可能性調査業務委託仕様書

1 業務委託名

くりはま花の国官民連携可能性調査業務委託

2 契約期間

契約日から令和6年8月31日まで

3-1 業務内容

(1) 基礎条件の整理

① 敷地条件・法令等の整理

当該地周辺の環境、計画に係る条件や本事業に関連する法令等の関連資料について整理する。

② 上位計画の整理

市の上位計画等（横須賀市基本計画、横須賀市都市計画マスタープラン、横須賀市環境基本計画、横須賀市みどりの基本計画、横須賀市地域防災計画等）を整理し、対象地及び対象地周辺の位置付けを整理する。

③ 当該地の現状整理

くりはま花の国全体に係る運営状況や個別の施設の運営状況、フラワートレインの運営状況を整理・分析する。整理・分析にあたっては、公園施設の課題や特徴について指定管理者へのヒアリング調査や来園者意見の分析を行う。また、周辺地域の都市施設の状況、人口構成、地域資源（観光・集客施設など）等の周辺環境を整理・把握する。

④ 事例調査

参考となる都市公園等類似事業及び公園内モビリティの事例を対象に、事業概要、導入機能、運営状況、利用状況、事業効果等を調査し、くりはま花の国に適した手法等の観点から本事業への示唆をとりまとめる。

(2) 市場調査

① マーケットサウンディングの実施

民間事業者を対象にマーケットサウンディング調査を実施し、導入可能性のある機能、プラン、運営方針、望ましい事業スキーム、事業スケジュール等に関する意見・アイデアを把握する。

(3) コンセプト及び概略プランの検討

① コンセプトの検討

(1) 基礎条件の整理、(2) 市場調査を踏まえ、さらなる公園の魅力向上を目指して、公園全体のリニューアルについて園内の回遊性の向上や花の広場活用など、本事業のコンセプト（案）を検討する。

② 基本計画（概略プラン）の検討

コンセプト及び(4) 事業手法の検討の結果を踏まえ、導入機能、施設規模、配置計画を含む概略プランを複数案検討し、提案する。また、

プランごとの想定される事業効果を検討する。

※使用料や再生エネルギーの活用（売電等も含む）、利用料金制の導入などを検討・提案し、市の財政負担を低減するプランとすること。

③ 運営方針の検討

施設整備後の運営段階の方針について検討する。

④ 概算事業費の算出

概略プランに基づき、概算事業費（整備費、維持管理・運営費）を算出する。

(4) 事業手法の検討

① 事業スキームの検討

PPP/PFI 等の官民連携事業手法を整理し、本事業に適用可能性がある事業スキームを検討する。また、事業スキームごとに事業実施スケジュールを検討する。

② 導入可能性調査の実施

①で整理した事業スキームについて、定性評価及び事業シミュレーションによる定量評価を実施したうえで、総合的に評価して最適な事業スキームを導出する。

3-2 中間報告

本業務の内容はその後の委託業務へ反映させるため、令和6年度補正予算要求およびその後の委託業務の発注を目的として、契約日から令和6年3月末までの3-1業務内容の成果について、令和6年4月10日までに中間報告を行うこと。

3-3 その他

庁内等への説明に必要な資料作成等を支援すること。

4 成果品

(1) 本業務の成果品は次に定めるものとする。

- ① 報告書3部（A4版カラー、くるみ製本2部）
- ② 平面図、断面図、パース図
- ③ 電子データ1枚（記録媒体（CD-R等）に記録したもの）
- ④ その他本市が本業務の成果品として必要と認めるもの

(2) 提出形式

- ① 報告書はMicrosoft（Word等）形式及びPDF形式で記録し、提出すること。
- ② 本業務で撮影した、写真等はJPEG形式等の電子データで提出すること
- ③ 本業務で作成した、図や表は、JPEG形式やExcel形式等の電子データで提出すること。

5 支払方法

委託料は、「成果品」を提出後、本市で検査した後に一括で支払うこととする。

6 留意事項

- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3) 各業務を履行するにあたり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (5) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (6) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (7) 契約の履行または不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。
- (9) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本市に帰属するものとする。
- (10) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7 問合せ先

横須賀市 建設部 公園管理課 官民連携事業担当

住 所：〒238-8550 横須賀市小川町11番地（横須賀市役所2号館6階）

電 話：046-822-9562（直通）

E-mail：pac-ep2@city.yokosuka.kanagawa.jp